

静岡市規則第20号

静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市駿河区池田地内に設置する静岡市旧エンバーソン住宅(以下「エンバーソン住宅」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 エンバーソン住宅の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開館日)

第3条 エンバーソン住宅の開館日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当日が12月26日から翌年の1月5日までの日に当たる場合を除く。)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館することができる。

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、エンバーソン住宅への入館を拒否し、又はエンバーソン住宅からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) エンバーソン住宅の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(入館者の遵守事項)

第5条 エンバーソン住宅の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) エンバーソン住宅の施設、備品、樹木等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がエンバーソン住宅の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。